

和歌山県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

平成23年3月10日制定

平成26年6月25日改正

平成27年7月 9日改正

平成29年6月 8日改正

(目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)

第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、関係機関等により構成される和歌山県子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援の対象となる子ども・若者に関する必要な情報の交換及び連絡調整に関すること
- (2) 支援の対象となる子ども・若者の支援方針等の決定に関すること
- (3) 子ども・若者の支援に関する調査研究、研修及び広報啓発に関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は別表に掲げる関係機関等をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課長をもって充てる。
- 4 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職を代理する。

(子ども・若者支援調整機関)

第4条 法第21条第1項の規定により、和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課を子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定する。

2 協議会の庶務は、調整機関において処理する。

(運営方法)

第5条 協議会に代表者会議及び実務者会議を置く。

2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、協議会の基本的な運営方針の決定や実務者会議が円滑に運営されるための環境整備等について協議する。

3 実務者会議は、関係機関等の実務担当者により構成し、個別ケースの検討その他協議会の目的を達成するために必要な具体的な事項について協議する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会長は、関係機関等の一部に対し、会議の招集をすることができる。また、必要があると認めるときは、会議に関係機関等以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第7条 協議会の構成員は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

別表（第3条関係）

機関及び団体名
和歌山少年鑑別所
和歌山保護観察所
和歌山労働局
和歌山県文化学術課
和歌山県青少年・男女共同参画課
和歌山県福祉保健総務課
和歌山県子ども未来課
和歌山県障害福祉課
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
和歌山県精神保健福祉センター
和歌山県労働政策課
和歌山県立和歌山産業技術専門学院
和歌山県教育委員会生涯学習課
和歌山県教育委員会県立学校教育課
和歌山県警察本部少年課
和歌山県青少年センター連絡協議会
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山職業能力開発促進センター
公益社団法人和歌山県青少年育成協会
和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」
ひきこもり者社会参加支援センター「エルシティオ」
若者サポートステーションWith Youわかやま
若者サポートステーションWith Youきのかわ
若者サポートステーションWith You南紀
ジョブカフェわかやま
和歌山県高等学校長会
和歌山県民生委員児童委員協議会